

中国独占禁止法の特徴と課題

- 日本法と比較して -

Features and Problems of China's Anti Monopoly Law

- Compared to Japan -

陳 乾勇

中国国立华侨大学法学院

(2012 年 9 月 29 日 受理)

I はじめに

2008 年 8 月 1 日に施行された中国独占禁止法は、「競争法の 3 本柱」といわれる独占的協定規制、独占規制及び企業結合規制を設けており、日本の独占禁止法、米国の反トラスト法、EU・EU 主要国 の競争法に並ぶ、本格的な競争法である。しかし、中国独占禁止法は、中国の国情等を踏まえて、いくつかの特徴を有している。

本稿では、日本の独占禁止法と比較しながら、中国独占禁止法の特徴を整理し、その運用上の主な課題について検討したい¹。

II 中国独占禁止法の特徴

1 構成

中国独占禁止法は、①第 2 章で独占的協定を、②第 3 章で市場支配的地位の濫用を、③第 4 章で企業結合²を、④第 5 章で行政権力の濫用による競争の排除及び制限（以下「行政独占」という。）を、それぞれ規制している。このうち、①の独占的協定、②の市場支配的地位の濫用及び③の企業結合は私人たる

事業者（事業者団体を含む）を規制の対象とし、④の行政独占は公的機関たる行政機関（法の授權により公共事務を管理する職能を有する組織（以下「公共組織」という。）を含む。）を規制対象としている³。

中国独占禁止法が日本の独占禁止法と大きく異なるのは、第一に、「行政独占」を規制対象に加えていること、第二に、法執行機構が 3 機関に分かれていること、第三に、「独占的協定」「市場支配的地位の濫用」の行為者等に対する刑事罰が用意されていないことである。

2 立法目的

立法目的は、日本・中国の独占禁止法とも、公平（公正）な競争を保護・促進して、「消費者の利益」や「公共の利益」を確保するとしている点で共通している。ただし、日本独占禁止法の目的（1 条）には「自由な競争を促進する」という文言が含まれているのに対し、中国の独占禁止法にはそれが含まれていないことからもわかるように、中国の独占禁止法は「公共の利益」を重視し「自由競争」を軽視する傾向がみられる。

3 法執行体制

日本の独占禁止法は専ら公正取引委員会が運用を担当するのに対し、中国独占禁止法は、「二層構造」と3機関による分担執行という特異な執行体制を採用している⁴。

二層構造とは、國務院独占禁止委員会（以下「独占禁止委員会」）の下に、実際の法執行を行う國務院独占禁止法執行機構（以下「独占禁止法執行機構」という）が置かれており、さらに、独占禁止法執行機構は、国家商務部、国家工商行政管理总局（以下「工商総局」という）及び国家發展改革委員会（以下「国家發展改革委」という）の3つの機関に分かれている。執行機構のうち、国家商務部（実際の運用は「反独占局」が担当）は企業結合規制を⁵、工商総局（同「反独占反不正当競争法執行局」）は価格に関わらない独占的協定及び濫用行為規制を⁶、国家發展改革委（同「価格監督検査反独占局」）は価格に関わる独占的協定及び濫用行為規制を⁷、それぞれ、担当しており、これら執行機構間の調整業務等を独占禁止委員会が行っている。なお、価格と他の競争手段とが混在している事案について、工商総局と国家發展改革委は、「先に立案した者は検査処理も担当する」（原語：「誰先立案・誰査処」）という仕組みを採用している⁸。つまり、いざれかに、被疑行為を事件として先に立案した機関はその事件に対する検査処理を担当し、他の機関は手を付けない。このほか、行政独占に対して、独占禁止法執行機構は処理意見具申権限のみを有し、その直接的な処分権限は行政独占を行った者の上級機関にある（51条）。

また、日本の独占禁止法の運用に地方政府（都道府県）が関与することはないのに対し、中国の独占禁止法の運用に地方政府が関わっている。すなわち、3つに分かれた執行機構は、それぞれ、必要に応じて省レベルの人民政府（以下「省政府」という）の対応機関に対して法執行権限を授与し、独占禁止法の執行業務を行わせることができる（10条2項）。實際には、工商総局と国家發展改革委は、省

政府の対応機関に法執行に関する調査処分権限を行使させているし、商務部も一部の調査権を地方に行使させている⁹。

また、日本の独占禁止法は、「公正取引委員会の委員長及び委員は、独立してその職務を行う。」と規定しており（28条）、公正取引委員会は内閣から実質的に独立して職権を行使しているが、中国独占禁止法にはこのような規定はなく、独占禁止委員会及び独占禁止法執行機構の職権の独立性は担保されていない。

4 カルテル規制

中国独占禁止法は13・14・16条において独占的協定を禁止している。独占的協定とは、事業者が競争を排除し又は制限する協定又は決定その他の協調行為であり（13条2項）、競争関係のある事業者間の水平的協定（13条1項）と競争関係のない事業者間の垂直的協定（14条）とに分けられている。日本の独占禁止法2条6項で定義する不当な取引制限に、水平的協定が含まれるのはもちろんあるが、垂直的協定が不当な取引制限に含まれるかどうかについて議論がある¹⁰。しかし、中国独占禁止法では、水平的協定のほか垂直的協定も独占的協定に含まれると明確に定義されている。

5 独占規制

市場支配的地位（dominant position）を有する事業者がその地位を濫用して、取引相手又は競争相手に対してその事業活動を不当に支配、制限、排除する行為は中国独占禁止法17条1項で禁止されており、同条2項において、市場支配的地位及び濫用行為が定義されている。すなわち、市場支配的地位とは、事業者が関連市場内において、商品の価格、数量又は取引条件をコントロールすることができ、又は他の事業者が関連市場に参入する能力を阻止し、若しくは制限できる市場的地位を指し、日本独占禁止法の「競争の実質的制限」の概念と類似し、また、濫用行為とは、

①不公正的に高価販売又は低価購入、②廉売、③取引拒否、④排他的取引、⑤抱合せ販売又はその他の条件付取引、⑥価格等差別的取扱い等であり¹¹、日本独占禁止法の「不公正な取引方法」のうち自由競争を侵害する行為と類似している。

独占規制について、中国独占禁止法と日本の独占禁止法が大きく異なる点は、日本の独占禁止法は、私的独占を禁止する（3条前段）ほか、これとは別に、不公正な取引方法を禁止している（19条）ことである。

日本独占禁止法の不公正な取引方法には、①自由競争を侵害するおそれがある行為（例えば、2条9項5号の「共同供給拒絶」、一般指定10項の「排他条件付取引」など）のほか、②価格・品質・サービスを中心とした能率競争を疎かにするおそれがある行為（例えば、一般指定8項の「ぎまん的顧客誘引」など）や、③取引主体が取引の諾否や取引条件について自由・自主的に判断することが妨げるおそれがある行為（例えば、2条9項5号の「優越的地位の濫用」など）が含まれている。このうち、①に属する不公正な取引方法は、私的独占の手段として用いられることがある。つまり、自由競争を侵害するおそれがある行為を、市場支配的地位を有する事業者が行った場合には「私的独占」として規制することになる。ただし、日本の独占禁止法では、私的独占には該当しない場合（すなわち、競争の実質的制限に至らない場合）でも、不公正な取引方法として規制する余地が残されているのに対し、中国独占禁止法では、市場支配的地位を有しない事業者が行う自由競争を侵害するおそれがある行為（例えば、不当廉売）のほか、価格・品質・サービスを中心とした能率競争を疎かにするおそれがある行為（例えば、不当表示）や取引主体が取引の諾否や取引条件について自由・自主的に判断することが妨げるおそれがある行為（例えば、優越的地位を利用した不当な値引きや返品）などは規制対象とはされていない。

6 企業結合規制

中国独占禁止法20条では、①企業合併、②事業者が株式又は資産を取得する方法によって他の事業者に対する支配権の取得、③事業者が契約等の方法によって他の事業者に対する支配権の取得又は他の事業者に対する決定的な影響力の付与を企業結合として規制対象とし、同28条において競争の排除・制限効果を有する場合には当該企業結合を禁止すると規定されている。この点は、日本の独占禁止法でも、競争を実質的に制限する、株式保有（10・14条）、役員兼任（13条）、合併（15条）、共同新設分割・吸収分割（15条の2）、共同株式移転（15条の3）、営業譲受（16条）を禁止しており、さほどの違いはないと思われる。

企業結合をする事業者に対し、事前届出を義務付けている点は両国独占禁止法とも共通であり、届出基準もおおむね共通している。すなわち、中国独占禁止法では、国务院の規定する届出基準に達した場合、事業者は、事前に独占禁止法執行機構（商務部）に届出をしなければならないとし（21条）、その基準とは、①結合に参加する全ての事業者の前会計年度における全世界の売上高の合計が100億人民元を超えるか、かつ、そのうち少なくとも2つの事業者の前会計年度における中国国内の売上高¹²がいずれも4億人民元を超えた場合、②結合に参加する全ての事業者の前会計年度における中国国内の売上高の合計が20億人民元を超えるか、かつ、そのうち少なくとも2つの事業者の前会計年度における中国国内の売上高がいずれも4億人民元を超えた場合である¹³とし、この基準に達しない場合は事前届出の対象外としている。これに対し、日本の独占禁止法では、原則として、当事会社のうちいずれか1つの会社の国内売上高合計額が200億円超で、他のいずれか1つの会社の国内売上高合計額が50億円超の場合にのみ事前届出制とし、この基準に達しない場合は事前届出の対象外としており、基準のレベルは若干異なるものの、競争にあまり影響を

及ぼさないような場合には事前届出を免除することとしている点で共通している。

また、上記基準に合致する場合でも、届出義務が免除されるケースがあり、例えば、中国独占禁止法 22 条では、①結合に参加する事業者の 1 つが、他の各事業者の 50% 以上の議決権付の株式又は資産を保有している場合、②結合に参加する各事業者の 50% 以上の議決権付の株式又は資産が、結合に参加しない同一の事業者によって保有されている場合には、競争制限効果はないとして届出を不要にしており、この点は日本の独占禁止法も共通である。

事前届出制に基づいて届けられた企業結合事案については、中国では国家商務部が、日本では公正取引委員会が、それぞれ審査を行う。公正取引委員会は、2011 年まで、正式な届出がなされる前に、事業者から企業結合に関する相談を受け一応の回答をする「事前相談制度」を採用していたが、同年 3 月に同制度は廃止された。中国独占禁止法の実施細則に当たる「企業結合の申告に関する指導意見」(2009 年 1 月 5 日公布) 1 条はこのような制度を設けているので、この点については異なるとなった。

また、企業結合の審査期間については、中国独占禁止法では、国家商務部が、事業者が全ての必要な届出書類を提出した受理日から 30 日以内に、第 1 次審査を終了して第 2 次審査を行うか否かを決定し(25 条)、第 2 次審査はそれから 90 日以内に終了させ、さらに審査が必要な場合には 60 日延長する仕組みになっている(26 条)。これに対し日本の独占禁止法では、届出受理の日から 30 日以内に第 1 次審査を終了し、第 2 次審査を行うか否かを決定し、第 2 次審査は、届出受理の日から 120 日を経過した日と全ての報告等を受理した日から 90 日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間に終了するとしており、日中両国でそれほど違いはない。

また、中国独占禁止法は、審査の結果、①企業結合の不許可、②条件¹⁴付許可、③許可

が決定される(28・29 条)。日本の独占禁止法も、これとほぼ同様である。すなわち、公正取引委員会は、競争を実質的に制限することとなる企業結合はそのまま認め、競争を実質的に制限することとなる企業結合は排除措置命令の対象とする。ただし、この場合でも、当事会社が問題解消措置を提案しこれを公正取引委員会が承認すれば当該企業結合は認められる。

中国独占禁止法の企業結合規制が日本のそれと大きく異なるのは、外資による企業結合が国家安全に関わる場合である。中国独占禁止法では、当該企業結合が国家安全に関わる場合には、通常の審査のほか、国家安全審査が必要とされる(31 条)。

7 行政独占規制

中国独占禁止法は、行政機関・公共組織が行政権限を濫用して、①企業等に、指定した事業者の商品等を購買・使用するよう強制することの禁止(32 条)、②差別化した料金徴収等の行為により地域間の商品の自由な流通を妨害することの禁止(33 条)、③差別化した評価基準の設定等により他の地域の事業者の当該地域の入札活動を排斥・制限することの禁止(34 条)、④当該地域の事業者と不平等な待遇等により他の地域の事業者の当該地域での投資・支店の設置を排除・制限することの禁止(35 条)、⑤事業者に独占的行為を強制することの禁止(36 条)、⑥競争を排除・制限する内容を含む規定を制定することの禁止(37 条)を規定している。

日本の独占禁止法にはこのような規定はないが、行政機関が、行政権限を濫用して、上記①から⑤までの行為を行った場合には、公正取引委員会は、その権限¹⁵を活用して、事実上、問題行為を排除している¹⁶。また、発注機関の職員が入札談合等に関与している場合には、公正取引委員会は、入札談合等関与行為防止法(2002 年法律第 101 号) 3 条に基づいて発注機関に対し改善措置を講ずるよう要求する¹⁷ほか、公正取引委員会は、関係行

政機関が特定の政策的必要性から経済法令の制定又は改正を行おうとする際に、これら法令に独占禁止法の適用除外や競争制限的効果をもたらすおそれがある行政手の処分に係る規定を設けるなどの場合は、その企画・立案の段階で、当該行政機関からの協議を受け、独占禁止法及び競争政策との調整を図っている¹⁸。

8 法的措置

(1) 刑事的処罰

前述のように、日本の独占禁止法では不当な取引制限や私的独占について刑事罰が用意されている（89条）のに対して、中国独占禁止法では、独占的協定、市場支配的地位の濫用について刑事罰が用意されていないという違いがある。

(2) 行政的措置

行政措置として、日本の独占禁止法では、排除措置命令及び課徴金が用意されているが、課徴金は、価格に影響する不当な取引制限及び支配型私的独占ならびに不公正な取引方法の一部には適用されるが、しかし、価格に影響しない不当な取引制限及び支配型私的独占ならびに不公正な取引方法の一部には適用されない。これに対し、中国独占禁止法は、すべての独占的協定、市場支配的地位の濫用行為及び企業結合の全てが制裁金の対象となるほか、違法所得の没収も行い得る点等が異なる。

また、日本の独占禁止法では、課徴金の加算制度のほか、減免制度が用意されているのに対し、中国独占禁止法には制裁金の減免制度はあるが、加算制度は用意されていない。ただし、日本の課徴金制度は、減免制度も含めて活発に運用されているが、中国では制裁金の減免制度の適用事例がほとんど見られない¹⁹。

III 中国独占禁止法の課題

1 中国における競争政策の位置付けについて 2012年春の全国人民代表大会で、温家宝

首相は、施政方針を報告した（原語：政府工作報告）ところ、産業政策について多く提起したが、競争政策については全く触れなかった²⁰。これは、中国で競争政策が産業政策より軽視されているようと思われる。また、前述の中国独占禁止法の立法目的をみると、「自由競争」も軽視されているように伺える。一方、日本では、産業政策を競争政策より優先させた時期もあったが、高度経済成長によるインフレで物価対策が必要となり、そのための手段として競争政策がより重要視されて、日本経済がより健全的に発展していくようになった。このため、日本の経験と教訓を踏まえて、中国でも、今後、インフレの弊害が増大していくにつれて競争政策をいつそう重要視していく必要があると思われる。

2 中国独占禁止法執行機構の独立性・統一性について

職権行使の独立性が法により保障されていない中国独占禁止法執行機構は、政治や他の機関からの影響を受け易く、独占禁止法の実効性を確保できなくなる恐れがある。一方、日本内閣から実質的に独立して職権行使してきた公正取引委員会は、独占禁止法の実効性を確保するには重要な役割を果たしてきた。それ故、中国は、日本公正取引委員会のように、独立して職権行使できる独占禁止法執行機構を早急に整備すべきと思われる。

また、中国独占禁止法の運用は過去の経緯で3機関により分担されるようになっているが、これまでの各機関の運用実績を見ると、商務部は発展改革委と比べて、発展改革委は工商総局と比べて、より積極的に同法を運用しているように見え、同法の運用は、各機関の政策志向、運用理念、運用人材や運用技術等に左右される可能性が高いと思われる。そこで、関連市場の画定や競争制限行為の認定などの法運用上の共通問題に対して、異なる対処問題すなわち法運用上の統一性・整合性に問題が生じ、独占禁止法の実効性を損なう恐れがある。このため、いくら過去の経緯が

あったとは言え、独占禁止法の実効性を確保するには、その統一性問題が生ずる執行体制を徹底的に改革し、日本のように、独占禁止法執行機構を1つの機関に統一したほうがよいと思われる。

3 中国独占禁止法の運用情報の公開について
 独占禁止法の運用情報を公開することは、競争政策を広く世に広め、違反行為の抑止効果を高めることができるとと思われる。但し、中国独占禁止法によれば、企業結合に対する禁止又は条件付許可を決定する場合のみ、その決定を公布する義務が商務部に付与され(30条)、その他の運用情報を公開する義務が明示されておらず、実際には、中国競争当局による情報公開は非常に不十分である。このため、中国では、独占禁止法の施行は4年余が経過したが、同法について知る人がなお少なく、同法目的の達成にはなお遠い。一方、日本の場合、公正取引委員会は、独占禁止法の運用情報を自らタイムリー的に公開するほか、法違反事業者（事業者団体を含む）に違反行為の処理について周知義務を付している。これにより、日本独占禁止法の運用効果は明らかである。このため、中国は、独占禁止法に関する情報を徹底的に公開させるべきである。

4 行政独占規制について

中国における行政独占は多く存在しており、国民経済の健全的な発展に多大な弊害を与えており。但し、行政独占に対する直接的な処分権は独占禁止法執行機構に付与されおらず、それを行った者の上級機関に付与されている。このような執行手続上の問題もあり、行政独占を効果的に規制できおらず、行政独占は多数存在しているのに関わらず、規制されたのはごく僅かである。

一方、日本の場合は、独占禁止法には行政独占を禁止する旨の規定はないが、公正取引委員会が、事実上、問題行為を排除しており、その規制効果が上がっている。

中国においても、日本の例を参考に、行政独占に対する処分権を競争当局（独占禁止法執行機構）に付与する必要がある。

IV 終わりに

独占禁止法は、米国では「自由経済の憲章」、ドイツでは「現代市場経済制度の基本法」、日本では「経済憲法」と呼ばれており、いずれも、現代経済法の中心的存在ないし市場経済の基本法であると広く認識されている。もちろん、中国独占禁止法も同国の市場経済にとって重大な意義を有しているが、未だ現代経済法の中心的存在ないし市場経済の基本法であると一般的に認識されている状況にはない。

中国の独占禁止法は、前記のとおり、執行機構や執行手続等に関して問題が山積しており、これが、同法の執行力や効率を低下させている可能性がある。今後は、日本・米国・EU・EU主要国の競争法やその執行手続、執行体制などを参考に、中国独占禁止法の執行機構や執行手続等を整備し、中国でも独占禁止法が市場経済の基本法であると広く認識されるようにする必要がある。

註

- 1 中国国立華僑大学法学院専任講師。本稿は、中国国立華僑大学科学研究基金補助項目（課題番号：10BS307）の成果の一部である。
- 2 第4章で規定する企業結合の規制では、単に実体的規定ではなく、結合の届出規定と審査手続規定も設けられている。
- 3 中川宏茂編著『法務の疑問に答える中国独禁法Q & A』、レクシスネクシス・ジャパン株式会社、2011年、13頁。
- 4 このような執行体制になった理由については、次の3点にあると思われる。第1に、中国では、従来から、商務部は企業結合規制を、工商総局は濫用行為規制や入札談合規制を、発展改革委は価格に関する規制を、それぞれ、担当していた経緯があり、それ

- ゆえ、中国独占禁止法制定後も、執行の一貫性を保つため、この3機関に法執行を引き続き担当させる必要があること。第2に、統一した独立的な専門機関の新設が望ましいが現実的には実現困難であること。第3に、この3機関による法執行分担が生じうる紛争や軋轢を解消するため、この3機関の上に調整機関を設置する必要があること（陳乾勇「中国独占法違反事件の処理手続一日米欧との比較」、桐蔭論叢、第23号、2010年12月、110頁）。
- 5 商務部「主要職責・内部機構と人員編制に関する規定」（以下「商務部三定規定」という。2008年7月公布）三（十一）。
- 6 工商总局「主要職責・内部機構と人員編制に関する規定」（以下「工商总局三定規定」という。2008年7月公布）二（六）・三（三）。
- 7 発展改革委「主要職責・内部機構と人員編制に関する規定」（以下「発展改革委三定規定」という。2008年7月公布）二（三）・三（二十三）。なお、価格監督検査反独占局は、2011年7月に「価格監督検査局」から変更されたものである（『中国価格監督検査』2011年第7期）。
- 8 法制日報週末版（2009年4月2日付）。
- 9 この地方当局への授権については3機関ごとにやり方が異なる。例えば、商務部は、法執行権限を地方当局（省商務廳）に授与する予定はないと言っている（尚明（商務部独占禁止局局長・独占禁止委員会弁公室主任）「中国商務部独占禁止立法と法執行回顧」（第7回競争法と政策国際フォーラム＆アジア競争論壇（北京・中国社会科学院法学研究所主催）においての講演、2011年6月3日））。これは、企業結合を審査する際に、当該結合が全国的市場競争への影響を考量しなければならず、地方当局への授権が不適切だと判断によるものである。但し、結合に関する調査が業務上の必要な場合、例えば、結合が当該地域の市場競争に係る場合には、当該地域の商務部門の意見を求めたり、調査を依頼したりすること

があり得る（独占法執行状況をテーマとする尚明の記者会見（商務部主催、2010年8月12日）に基づく。http://www.gov.cn/gzdt/2010-08/12/content_1678211.htm（中国中央政府ウェブサイト。2011.09.12閲覧））。また、工商总局は、法執行権限を地方当局（省工商局）に一般的に授与せず、個別事件の形で授与する（「独占的協定、市場支配的地位の濫用案件の調査処理手続に関する工商行政管理機関の規定」（以下「カルテル・地位濫用行為調査処理手続規定」という。工商总局令第42号、2009年7月1日施行）第3条第3項）。これまで授権されたのは、江蘇省、江西省と浙江省の3つの省工商局のみである（桑林（工商总局反独占反不正当競争法執行局反独占法執行处处长）「工商行政管理機関による反独占立法と法執行」（第7回競争法と政策国際フォーラム＆アジア競争論壇（北京・中国社会科学院法学研究所主催）においての講演、2011年6月4日））。このほか、発展改革委は、法執行権限を地方当局（省発展改革委）に一括的に授与している（「価格独占禁止における法執行権限の授与に関する国家発展改革委員会の決定」（以下「発展改革委の授権決定」という。发改價檢〔2008〕3509号、2008年12月15日公布））。

- 10 取引段階の異なる者らが締結した協定を不当な取引制限と認定した公正取引委員会の判断（審決）を東京高裁が否定した新聞販路協定事件（東京高裁1953年3月9日判決）及び東宝・新東宝事件（東京高裁1953年12月7日判決）がある。ただし、シール談合刑事事件（東京高裁1993年12月14日判決）は「事業者を競争関係にあるとか、取引段階を同じくする者とかに限定するのは適当ではない」として、これらの判決を見直す必要があると判示している。
- 11 なお、②～⑥については、「正当な理由がないのに」が要件とされている。
- 12 香港、マカオと台湾における売上高は中国国内売上高に含まれない（事業者集中申告

- 弁法（商務部令 2009 年第 11 号。2010 年 1 月 1 日施行）4 条 2 項)。
- 13 「事業者集中申告基準に関する規定」（国务院令第 529 号。以下「結合申告基準規定」という。2008 年 8 月 3 日施行）3 条。
- 14 「条件」とは、①結合に参加した事業者の一部の資産又は業務の分離等の構造的条件、②結合に参加した事業者のネットワーク又はプラットホーム等の基礎施設の開放、革新技術のライセンス（特許、ノウハウ又はその他の知的財産権を含む）、排他的協議の終了等の行為的条件、③構造的条件と行為的条件を合わせた総合的条件、の 3 条件を含む（事業者集中審査弁法（商務部令 2009 年第 12 号。2010 年 1 月 1 日施行）11 条)。
- 15 日本の独占禁止法 44 条 2 項に公正取引委員会の内閣に対する意見表明権が、また、1953 年改正法 35 条の 4 に経済部の所掌事務として「経済法令等の調整に関すること」が、それぞれ規定されており、これが法令調整・行政調整の根拠とされている。
- 16 日本にも行政機関が介在する競争制限行為が存在すること及び公正取引委員会がこれら行為を排除してきたことについては、筆者の桐蔭横浜大学博士論文（行政機関が介在する競争制限行為（いわゆる「行政独占」）規制に関する比較研究—中国・ロシア・ウクライナ・日本—）の 139 頁以下、及び 212 頁以下に詳しい。
- 17 公正取引委員会は、2003 年の同法が施行されてから 2012 年までに、10 を超える発注機関に改善要求をしている。
- 18 このことは、毎年度発行される公正取引委員会の「年次報告」に記載されており、毎年度、その実績が報告されている。
- 19 筆者が知る限り、リニエンシー制度が適用した事件は、「広西チワン族自治区南寧市と柳州市における一部のビーフン工場による価格カルテル事件」のみである。当該事件では、価格主管部門による調査に積極的に協力し、重要な証拠を提供し、かつ自主的に違反行為を是正した 12 ビーフン工場に対して経済的処罰が免除され、警告のみが与えられた。なお、事件の詳細については、「価格操作の急所を打撃する—広西南寧、柳州両地のビーフン価格を追跡する」荊門日報（2010 年 1 月 28 日付）、「広西チワン族自治区における一部のビーフン工場による価格談合に関する国家発展改革委員会の記者会見」中国新聞網（2010 年 3 月 30 日付）(<http://www.chinanews.com/cj/news/2010/03-30/2198990.shtml>)（2011 年 8 月 5 日閲覧）、また、「南寧・柳州における一部のビーフン工場による価格談合に対する取り締る」中国政府ホームページ (http://www.gov.cn/gzdt/2010-03/30/content_1569076.htm)（2011 年 8 月 5 日閲覧）に参照されたい。
- 20 「温家宝総理による 2012 年施政方針の報告」（中国中央人民政府のホームページ：http://www.gov.cn/test/2012-02/15/content_2067314.htm）。